

# 若者 I T キャリア形成支援事業業務委託 仕様書

## 第1 業務の目的

若者 I T キャリア形成支援事業は、若者が I T 技術を活用したキャリアの形成を具体化するための講座等を開催することで、地域のデジタル人材を育成して若者の地元定着を図るとともに、地域の企業が連携して、地域一体型の人材育成を実践することを目的とする。

## 第2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 第3 業務実施場所

盛岡市内ほか

## 第4 委託業務内容

### 1 講座の企画・運営

#### (1) 若者 I T キャリア形成・魅力発信講座

##### ア 対象

盛岡広域における大学生、専門学校生等（以下「学生等」という。）

※専攻は文系・理系問わず、幅広く参加できる内容とすること。

##### イ 目的

学生等が I T 分野や地域内 I T 関連企業への就職や働き方を具体的に理解・認識する機会を創出することで、I T スキル習得への機運を高めるとともに、地元定着を図る。

##### ウ 講座内容

講座の題材は、学生等が興味・関心を寄せる身近なソリューションとし、アプリケーションやハードウェア等に活用される I T 技術の理解を促進する内容とする。

また、I T 人材（文系出身者や U・I ターン者、地域出身者等）の働き方をロールモデルとして紹介する内容とする。

##### エ 講師

情報通信業又は I T 技術を活用する企業や大学教授等を選定すること。

盛岡市内の情報通信に関わる業界団体と連携しながら、盛岡市内企業（誘致企業を含む）を基本とし、講師は発注者と協議の上、選定すること。

##### オ 場所

盛岡市内ほか

※大学の講義室を会場とするなど、主に大学生が参加しやすい会場とすること。

##### カ 回数

キックオフイベント 1 回

学習交流会全 4 回以上

企業見学イベントなど関連のある企画については、受注者の提案による。

##### キ 参加人数

全イベントを通じて、若者延べ 270 人以上の参加を目標とする。

参加者のうち 7 割以上が学生となるよう受講生を募集すること。

キックオフイベント 70 人以上/1 回の講座当たり

学習交流会 50 人以上/1 回の講座当たり

#### (2) 若者 I T キャリア形成・開発講座

##### ア 対象

盛岡広域における大学生、専門学校生等（以下「学生等」という。）

※開発体験講座は I T 分野の専門的な内容とし、理系学部生や情報通信、データサイエンス等を専門に学んでいる若者を受講対象者とすること。

#### イ 目的

学生等が地域内 I T 関連企業の研究開発実績を知り、その開発を体験する機会を創出することで、地方創生に寄与するデジタル人材を育成する。

#### ウ 講座内容

高等教育機関等での学びが地域の企業における実社会のソリューション開発にどう生かされるのかを体験する内容とする。

#### エ 講師

情報通信業又は I T 技術を活用する企業、大学教授等を選定すること。

盛岡市内の情報通信に関わる業界団体と連携しながら、盛岡市内企業（誘致企業を含む）を基本とし、講師は発注者と協議の上、選定すること。

#### オ 場所

盛岡市内ほか

※大学の講義室を会場とするなど、主に大学生が参加しやすい会場とすること。

#### カ 回数

2社以上が講師となり、2分野以上（2コース）を開催すること。

1コース当たりの講座時間や回数は、受注者、発注者及び講師で協議して決定する。

#### キ 参加人数

1コース当たりの受講者上限を20人程度とし、全イベントを通じて、若者延べ40人以上の参加を目標とする。

### (3) 情報発信

#### ア 講座開催に関するデジタル発信

本事業で行われる各種講座の集客及び成果を周知するため、積極的に情報発信を行うこと。

情報発信は、SNS等を活用し、令和8年9月から令和9年3月までの7か月間に計21回以上の情報発信を行うこと。（SNS等への同日投稿は1回とカウントする。）

また、適切かつ安定的な運用を確保するとともに、情報発信に伴う各種リスク、誤情報拡散等を最小化することを目的として、受注者が遵守すべき運用ルール、サービスレベル及びリスク対応体制を定めること。

本委託契約により作成したSNSアカウント等は、翌年度以降、市又は新たな受注者が継続して運用できるよう調整することとし、無償で引継ぎを行うこと。

#### イ 講座開催前の周知

大学等において、事前周知活動を計3回以上行うこと。

#### ウ 学生コアメンバーによる地域企業の魅力発信に係る企画・募集の準備

本事業2年度目に当たる令和9年度には、「若者 I T キャリア形成・魅力発信講座」及び「若者 I T キャリア形成・開発講座」の受講者のうち、興味関心のある学生をコアメンバーとして募集した上で、地域企業を取材し、取材内容を発信する学習機会を創出する計画である。

初年度にあたる本業務委託においては、学生コアメンバーの募集に向けた企画・募集準備を行うこと。学生コアメンバーの人数規模は10名から20名程度とする。

学生コアメンバーによる魅力発信の取組では、企業への取材前に、取材先企業が有する高度 I T 技術について、あらかじめ学習する機会を設けた上で取材を行うこととするほか、取材内容の発信に当たっては、グラフィックなどの最新のツールを活用し、若者に訴求力のある手法とし、参加者が将来的にデジタル人材となるためのスキルを磨く内容とすることを前提で準備を進めること。

## 2 配慮事項

### (1) 中長期の取組への配慮

本事業は、地域未来交付金を活用した3年間の事業として計画しており、本業務委託はその初年度であることから、中長期的な取組として本事業を継続できるよう講座のコンセプトや枠組み

を明確に構築した上で、実践していくこととする。

(2) 北上川バレープロジェクトへの貢献

岩手県は、自動車メーカー最大手の製造拠点をはじめとし、半導体製造、医療機器等の製造業を集積しており、盛岡を含む県央地域では、学術機関やIT関連企業が集積している。県では、これらの製造業等とIT関連企業の技術を掛け合わせ、産業の高度化・高付加価値化を図ることを北上川バレープロジェクトとして構想している。本事業の講師となる企業の選定に当たっては、IT分野の企業をはじめ、自動車・半導体・医療機器の分野を含めながら、北上川バレープロジェクトの実現に寄与するものとする。

(3) マルチモノ盛岡推進協議会との連携

同協議会は、デジタル技術等の導入を支援することで、「社会課題の解決」、「デジタル人材の育成及び地元定着」、「地場企業等による未来技術の実装」、「IT関連産業のさらなる集積」を促進し、盛岡地域の産業の高付加価値化を目指している。

同協議会は、令和8年度に事務局が民間に移管され、民主導による新たな取組を予定していることから、同協議会の活動を加速化させるよう、連携して本事業を進めることを原則とする。

(4) いわて高等教育地域連携プラットフォームとの連携

岩手県は「高等教育機関と連携した地域づくり・人づくり」を進める観点から、産学官連携による議論・取組を行っていくため、プラットフォームを設立している。「地域に貢献する優れた人材の育成・地域への還元」と「高等教育機関がもつ専門性や特色がより一層地域社会で生かされる地域づくり」を実現するために、同プラットフォームとの連携に努めること。

## 第5 業績評価指標（KPI）と検証方法

受注者は、以下の業績評価指標（KPI）の達成を目指し、事業の企画・運営を行う。

### 1 業績評価指標（KPI）について

地域未来交付金を活用した3年間の事業として計画しており、最終的な目標は盛岡市における情報通信業の売上高及び付加価値額の増額を目標とするものである。

3年間の成果目標は以下のとおり。

業績評価指標（KPI）	本委託	参考（計画）	
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(1) 講師として本事業に参画する地域内企業数	6社	3社	3社
(2) 「若者ITキャリア形成・魅力発信講座」の受講者数	270人	300人	330人
(3) 「若者ITキャリア形成・開発体験講座」の受講者数	20人	30人	40人
(4) IT分野への興味が上昇したと回答した受講者の割合	70%以上	72%以上	75%以上
(5) 地域企業の理解が向上したと回答した受講者の割合	70%以上	72%以上	75%以上

### 2 検証方法について

(1) 講師として本事業に参画する地域内企業数

「若者ITキャリア形成・魅力発信講座」又は「若者ITキャリア形成・開発体験講座」の講師を務め、本事業に参画する企業で、かつ盛岡市内に本社又は事業所を有する企業の数。同一企業の重複計上を行わず、ユニーク数として算出すること。

(2) 「若者ITキャリア形成・魅力発信講座」の受講者数

講座を受講した若者（大学生、専門学校生、高校生、社会人等）の延べ人数を集計すること。

(3) 「若者ITキャリア形成・開発体験講座」の受講者数

講座を受講した若者（大学生、専門学校生、高校生、社会人等）の延べ人数を集計すること。

(4) IT分野への興味が上昇したと回答した受講者の割合

「若者ITキャリア形成・魅力発信講座」及び「若者ITキャリア形成・開発体験講座」の受講者に対して、受講後にアンケートを実施し、受講前に比べて「IT分野への興味が上昇した」

と回答した受講者の割合を算出する。興味の向上は5段階尺度で受講前後を比較し、肯定回答比率で集計する。

(5) 地域企業の理解が向上したと回答した受講者の割合

「若者ITキャリア形成・魅力発信講座」及び「若者ITキャリア形成・開発体験講座」の受講者に対して、受講後にアンケートを実施し、受講前に比べて「地域企業の理解が向上した」と回答した受講者の割合を算出する。興味の向上は5段階尺度で受講前後を比較し、肯定回答比率で集計する。

3 検証結果について

業績評価指標(1)から(5)については、受注者が集計し、発注者に報告する。

第6 成果品

受注者は、業務完了の際、速やかに成果品を発注者へ提出する。

1 成果品（提出部数は各1部とする。）

(1) 実施要領

ア 若者ITキャリア形成・魅力発信講座

イ 若者ITキャリア形成・開発体験講座

(2) 講座開催に係る資料（周知チラシ、講座資料等）

(3) 参加者名簿（学校名、学年、性別、専攻、就職希望分野を記載したもの）

(4) 参加者アンケート（受講前後を比較可能な設問とし、自由記述を含めること）

(5) 講座開催報告書

(6) 情報発信実績（情報発信日、媒体、内容、URL、閲覧者数をまとめたもの）

(7) 委託業務の内容を取りまとめた業務報告書

(8) 上記成果物の電子データ

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 成果品の納入場所

納入場所は、盛岡市商工労働部ものづくり推進課とする。

3 成果品の帰属

成果品の管理及び権利は、発注者に帰属するものとし、受注者が成果品を公表する際は、発注者の承諾を得るものとする。また、市が、より一層の工業振興を図るために、本業委託以外に本業務の成果物及びその一部を使用する場合がある。

第7 経費の取扱いに係る要件

1 対象となる経費

事業構想・計画立案経費、外部人材招へい経費、受注者人件費、広報PR経費、需用費（備品経費・会場使用料）、その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とすること。

なお、次の経費は、原則として対象外とする。

(1) 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

(2) 土地・建物を取得するための経費

(3) 施設や設備を設置又は改修するための経費

(4) 1件3万円を超える機器や物品を取得するための経費

(5) 地域未来交付金の対象外経費

ア 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

例：各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費

イ 備品購入自体を主たる目的とするものであり、ソフト事業との関連性がない経費

ウ 提案・企画・立案に関するコンサルティング経費

エ その他個別事例について判断が難しい場合は発注者に相談の上、対象外経費とする。

(6) その他事業と関連性が認められない経費（従業員の日常生活用品、顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

## 2 帳簿等の整理

委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

## 第8 事業報告等

受注者は事業の進捗等に関する次の報告及び発注者による検査に協力しなければならない。

### 1 事業計画書及び経費支出計画書

受注者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の事業計画書及び経費支出計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

### 2 随時報告

業務委託に関連し、事業遂行上での管理台帳を作成し、月に1回以上定期報告すること。また、発注者が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

### 3 立入検査

委託業務の適正な履行のために発注者が必要と認めるときは、発注者は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

### 4 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

## 第9 契約に関する条件（再委託等の制限）

1 受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承諾を得なければならない。

3 再委託先の選定、管理に当たっては、法令遵守を徹底すること。

## 第10 業務委託料

### 1 委託料の支払い

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

### 2 前金払

受注者は、経費支出計画書・支出実績に基づき、委託料の前金払いを請求することができ、発注者は必要があると認める場合は前金払いをする。

## 第11 関係機関との連携

受注者は、業務を円滑に進めるため、発注者及び他の関係機関との連携を密に図ること。

## 第12 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下、「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

1 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。

2 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。

3 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。

4 委託業務の処理に当たっては、情報セキュリティ対策に関する規程（平成31年共同訓令第1号）及

び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

### 第13 その他

- 1 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 2 調査・分析等に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- 3 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- 4 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- 5 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。